

平成 20 年第 1 回 福島町議会定例会（9 月会議）

議会提出議案説明資料

発議第 1 号関係

- 福島町議会会議規則の一部改正について …………… P 1

発議第 2 号関係

- 福島町政務調査費の交付に関する条例の一部改正について …… P 2

発議第 1 号関係

福島町議会会議規則の一部改正について

1. 提案の理由

平成 20 年 6 月 18 日に「地方自治法の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 69 号）が公布となり、議会活動の範囲が明確化され、全員協議会等が法律上の議会活動として位置付けられたことに伴い、福島町議会会議規則を改正するものです。

2. 規則改正の主な内容

福島町議会会議規則に全員協議会及び正副議長、正副委員長並びに委員会協議会として、議案の審査又は議会等の運営に関し協議又は調整等を行うための場を設けるための改正及び地方自治法第 100 条第 12 項が追加されたことに伴い、条項を整理するために規則の一部改正をするものです。

3. 施行期日 公布の日から施行し、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

発議第 2 号関係

福島町政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

1. 提案の理由

平成 20 年 6 月 18 日に「地方自治法の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 69 号）が公布となり、条項の整理を行うため、福島町政務調査費の交付に関する条例の一部を改正するものです。

2. 条例改正の主な内容

地方自治法第 100 条第 12 項が追加されたことに伴い、福島町政務調査費の交付に関する条例の条項を整理するために条例の一部改正をするものです。

3. 施行期日 公布の日から施行し、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。